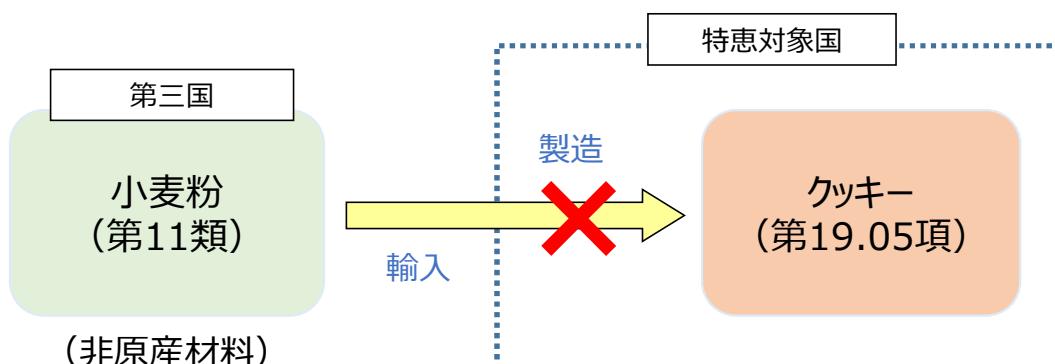


產品名	クッキー	HS番号	第19.05項
協定名	GSP（一般特恵）	特恵符号 (申告時の原産品申告書等の記載)	W19.05（実質的変更基準を満たす產品）
原産品としての資格を与えるための条件	第7類、第8類、第10類、第11類又は第19類に該当する物品以外の物品からの製造		
概要	材料を確認したところ、非原産材料である小麦粉（第11類）から生産されていたことが判明。非原産材料である小麦粉（第11類）からの製造は関税暫定措置法施行規則別表に定める条件を満たさない。また、第19類の產品には、僅少の非原産材料の規定※も適用できない。したがって、一般特恵関税制度上の原産地は当該特恵対象国と認められない。		

※僅少の非原産材料 関税暫定措置法施行規則 第9条第2項



原産品としての資格を与えるための条件を満たすための要件

第11類の小麦粉を使用する場合は、**原産材料であることが必要**。  
また、小麦から製造する場合も、小麦は**第10類**のため**原産材料であることが必要**。

僅少の非原産材料を適用は？

当該規定の適用対象は、**第50類～第63類**であり、第19類の產品には適用できない。